

夢基金を活用した資金面での支援

「認定後継者」は次の条件で資金を借り入れできます

資金借入の際はJAの審査が必要です。詳細は所属JAへお問い合わせください。

なお、下記の資金にたいする支援は「利子助成」の方式としているため、**毎年の約定償還利息をお支払い**していただく必要があります。

1. 厚真町担い手育成夢資金（「JAとまこまい広域」のみ取扱い）

用途	対象区分	貸付可能期間	貸付限度額(万円)	実質金利	償還期間	据置期間	償還方法	償還免除	免除の上限額
就農時の支援	農家後継者	認定から5年以内 (1人1回限り)	60	(4.50%) 無利子	15年以内	5年以内	年賦償還	就農期間5年超過後	120万円
	新規参入者		240						
初期の営農資金	新規参入者	就農後5年間	50	(4.50%) 無利子	1年以内	—	一括償還	—	—
経営改善	新規参入者	—	500		15年以内	—	年賦償還	—	—
負債整理	農業経営者	—	1,000	(4.50%) 1.00%	15年以内	—	年賦償還	—	—

- ・「初期の営農資金」、「経営改善」は、JAの営農計画書の作成が必要となります
- ・「初期の営農資金」は、毎年の償還日に一括償還する必要があります
- ・「経営改善」は、就農後5年間が経過しており、実績年に一定の農業所得（厚真町の農業所得目標のおおむね2分の1以上）があることが必要です
- ・「経営改善」は、償還を65歳までに終了することが必要です

2. JA資金

用途	対象区分	貸付可能期間	貸付限度額(万円)	実質金利	償還期間	据置期間	償還方法	償還免除	免除の上限額
フルスペックローン	農家後継者	—	JAの審査による	(2.80%以内) 無利子(条件あり)	JAの貸付規程による			—	—
生産基盤拡充資金	農業経営者	—		(2.10%以内) 無利子(条件あり)				—	—

- ・無利子化支援を受けるためには、①青色申告及び複式簿記記帳の実施、②経営の法人化 のいずれかを実施する必要があります（未実施の場合は支援額の返還対象）
- ・上記の実施内容により、無利子化支援の期間が異なります（最長5年間）
- ・別途、協会保証料が必要です